

公 示 送 達 書

令和8年7月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

下記の書類を当市市民環境部税務課固定資産税係に保管していますので、該当者は申し出て
ください。

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者の 氏名または名称	送達する書類の名称
千葉県市川市市川3丁目36番18号	陣内 由美子	令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書
	亡（徳淵 陽介）相続財産	令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書
	以下余白	

注意

地方税法第20条の2第3項の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに
書類の送達があったものとみなされます。

鳥栖市告示第41号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和8年7月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

- 1 インターネットを利用して閲覧に供する方法
鳥栖市ホームページ（<https://www.city.tosu.lg.jp>）において公表する。
- 2 閲覧所を設けて閲覧に供する方法
次に掲げる閲覧所において公表する。
鳥栖市総務部契約検査課内（佐賀県鳥栖市宿町1118番地）

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。